

千葉市男女共同参画ハーモニーライン条例施行規則（抜粋）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、千葉市男女共同参画ハーモニーライン条例（平成14年千葉市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 千葉市男女共同参画苦情処理委員

第2条～第12条 （略）

第3章 千葉市男女共同参画審議会

（補欠委員の任期）

第13条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第14条 条例第17条第1項に規定する千葉市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第15条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第16条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 第15条第3項の規定は、副部会長について準用する。

（関係者の出席）

第17条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第18条 審議会に、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、調査審議する事項における有識者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議を終了したときは、解嘱されるものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則 (平成19年8月15日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第35号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。